

大学院理工学府研究倫理審査委員会記録

日 時 令和5年1月13日（金）～令和5年2月1日（水）

場 所 Moodle 説明動画確認後に Google フォームで審査，メール会議で審議

出席者 橋本委員長，半谷、大嶋、天羽、伊藤（司）、守田、橘、窪田、堀越の各委員

教職員 Moodle に UP された研究計画の説明動画を各委員が視聴し，Google フォームに回答する形式で審査を行なった。

議事概要

I 審議事項

1 研究倫理審査について（審査案件 No.2022-006）

研究題目：「島小で理科授業法を発展させた教師が群馬大学在学中に受けた科学教育の実態解明」

標記の研究題目について，Google フォームでの各委員の回答結果を取りまとめた結果，承認8件，条件付き承認1件であった。

付された条件及び委員から出された意見について，申請者へ伝達したところ，別紙のとおり申請書の修正及び改善対応等を取るとの回答があった。

以上を踏まえ，再度確認を行なった結果、委員会の結論として本研究計画を承認し，審査結果通知書を添えて理工学府長へ報告することとした。

以 上

理工学府研究倫理審査委員会 委員からの質問、意見等取りまとめ

案件No.	006
研究題目	「島小で理科授業法を発展させた教師が群馬大学在学中に受けた科学教育の実態解明」
委員数	9
回答委員数	7
回答率	77.8%

本研究に対する質問、コメント等	申請者からの回答
私自身が理解がおいていないので問題提起のみですが、対象者がご高齢ということで、許諾を得るなどは代理人も含めて、ということでも大丈夫でしょうか。 「川嶋環のライフヒストリー」という公開研究ノートを見つけました。2014年に川嶋先生に行われたインタビューに基づいており、当時81歳でもしっかりとインタビューに応じられた様子がうかがえます。2023年4月に90歳をお迎えになるようですが、「今も変わらず」ということであれば特に心配ないのかもしれませんが。説明動画でも90歳の高齢であることを述べておられ、配慮されているようですが、私は川嶋先生ご本人の状態がわからないので以下のようなことが気になりました。 1. ご研究の中で、川嶋先生に説明したり、同意を得たり、そのほかの事務的なことがあります、これらがきちんと伝わるのか、また、そのプロセス自体が川嶋先生ご自身の負担にならないか心配になりました。川嶋先生がその内容について特段お気にならない方もかもしれません。仮に、そうであっても研究の性質上、説明しなければならないということであれば、インタビューに関する説明文書やインフォームドコンセントの手続き等々、90歳の方に対して実効性があるのか心配になりました。動画の途中で「代理人」という言葉が出てきましたが(どのような方かは不明ですが)、ご親族の方でそのあたりをサポートしてくださるのであれば問題ないような気がいたしました。 2. また、30分ごとに10分の休憩で1回計90分以内というのは、50-60歳であっても特に普通というか私だったら終わった後で結構疲れてしまっている気がいたしますが(私が弱いのか、90歳の川嶋先生は結構強いのか)、その方法が適当なのかどうかわかりません。 具体的な実施方法は申請者が決定されているようにみえましたが(その場の状況に応じて対応するようなことは述べられていましたが)、ご本人やご家族の方と事前調整されるのかどうかわかりませんでした(おそらく事前調整されるものと想像いたしますが)。事前調整も研究方法に含めていただくほうが、川嶋先生への配慮としてより安心できます。 以上です。	重要なお指摘ありがとうございます。「代理人」にも同意を取ります。 申請者が、川嶋環先生の実在を知ったのは、昨年の2022年のことであり高井良健一先生が東京経済大学人文自然科学論集に発表した「川嶋環のライフヒストリー」からでした。その後、今回の申請課題の共同研究者である立正大学の方が、高井良健一先生と知り合いであることを知り、その方を通じて、高井良先生に連絡しました。そして、彼が実施したインタビューにおいて川嶋環先生が高校生時代のことを語った部分のテキストを入手しました。その際、高井良先生より、川嶋環先生が現在も元気であり、十分にインタビューに対応できる健康状態であると教えていただきました。さらに、インタビューを行うのであれば、連絡先を教えて紹介することが可能であると、高井良先生より返事を頂いたため、今回の研究を計画し申請しました。 今回、申請者自身が行ったように、研究発表後、他の研究者からインタビュー情報提供を求められる可能性があり、その際は、本人の許可を取るとしましたが、高齢であることから本人が亡くなった後のことを考慮する必要があります。国の個人情報保護法での「個人」は生きている人のみですが、「故人」であってもその方の個人情報を守られるべきであります。そのために、本人が亡くなった後の情報の公開の判断を出来る人として「代理人」を設けます。通常、本人の認知能力・判断能力に問題がある場合に「代理人」と同意を交わすこととなります。今回は、川嶋環先生に十分な認知能力・判断能力がありますが、本人の同意と共に、必ず「代理人」を設け、その「代理人」の方とも同意を取るようにします。なかなか川嶋環先生には伝えにくいですが(確実に伝えますが)、研究終了後の5年以内に亡くなる可能性があることを考えないといけないからです。「代理人」は、親族の方を想定していますが、川嶋環先生自身に選定をお願いする予定です。「代理人」の選定等までは、電話や手紙等で事前に連絡し、同意書等へのサインは、直接お会いした時に、文書を示して説明した後に書いて頂く予定です。その際、「代理人」の方が同席できれば、説明と一緒に聞いていただきます。それが出来ない場合は、別途、「代理人」の方へ説明を行います。また、インタビュー時には「代理人」の同席を可能な限り求めます。 また、1回のインタビューの実施時間を90分から60分程度へ、事前説明、休憩時間を含め全体の拘束時間を2時間以内とするように計画を変更しました。('リスクを最小化する対策'等に記述を変更)。 以上の点を踏まえて、研究の方法の欄に以下の記述を加えました。 【研究方法】インタビュー形式 【研究機関】2023年3月-23年12月の内の3日間 1回の総拘束時間の上限は2時間とする。 【事前準備】川嶋環先生にインタビューを経験のある東京経済大学の高井良健一先生を介して、川嶋環先生とコンタクトを取る。現時点で川嶋環先生の健康状態が良好であるとの報告を高井良健一先生より得ている。文書による同意を取る前に、電話や手紙等で事前に趣旨説明を行う。その際に、「代理人」の選定をお願いする。 本人に十分な認知能力・判断能力があるのに「代理人」を予め設定する理由は、高齢の当該研究対象者が、データ保存期間中の亡くなる可能性を考慮する必要があるためである。「代理人」には親族の方を想定している。「代理人」に対しても、研究対象者本人と同様に同意を取る。インタビュー実施時は、可能な限り「代理人」の同席を求める。 【インタビュー実施における注意事項】川嶋環先生の健康状態は良好と伺っているが、実際にインタビューの際は、本人の健康状態を常に監視する。また、長時間にならないように、1回の実インタビュー時間も計1時間程度とし、全体の拘束時間が2時間を超えたら完全に中断する。※事務注 次頁へ続きます

	ご指摘の通り、人によって90歳でも非常に元気な方がいらっしゃいます。共同研究者である立正大学の方が、2021年10月7日に、当時90歳の元物理学会会長の小沼通二先生にインタビューを行った際は、2時間の予定でしたが、13:00から開始して、終了が16:20頃と3時間喋り続けたそうです。高齢者は、思い出話を話し始めると止まらなくなる傾向があり、後でぐったりすることに気を付けないといけないと認識しています。そのため、インタビュー時に健康状態を気にするとともに、長時間話し続けるの事実を確実に止めることも考慮する必要があります。 このことに関しては、「リスクを最小化する対策」の欄の部分に、本人から不調の申し出や、家族からの申し出、または、インタビュー実施者が本人の不調を兆しに気づいた時は、直ちに、インタビューを中止する。 高齢者の場合、時間が来ても、しゃべり始めると止まらない場合がある。終了予定時間となったら、「録音機材の充電が切れましたので、インタビューを続行できなくなりました。次回にお願いします」等と発言し、強制的にインタビューを中断するなどの対策を取る。 の記述を加えました。
・「研究倫理申請書」の3ページ目に「1回のインタビューは計90分以内とする。」と記載がありますが、5ページでは、「1回2時間弱」の記載や、表中では、合計2時間以上の作業内容となっております。90歳という高齢な年齢を考えると、このような曖昧な時間記載では、計画性に不安がございます。ご記載の通り、臨機応変は重要ですが、実施時間に上限を設けるなど、再考をお願いします。	ご指摘ありがとうございます。表と本文記述に齟齬がありました。申し訳ありません。ご指摘に従い、総拘束時間(事前説明の時間や休憩時間を含む)として2時間以内と変更します。「研究対象者等の試験時の環境, 動作, 作業内容等」の部分を修正し、表の方も修正しました。それに伴い、「リスクを最小化する対策」にあった「1回のインタビューは計90分以内」は、60分以内に変更修正いたしました。 上の審査員のコメントに対する回答の部分にも書いたように、高齢者の場合、しゃべり始めると止まらない場合があります。その際は、「録音機材の充電が切れましたので、インタビューを続行できなくなりました。次回にお願いします」と、強制的に中断するなどの方法を取り、上限時間を厳守できるようにします。そのために、「研究方法」の欄に、 また、長時間にならないように、1回の実インタビュー時間も計1時間程度とし、全体の拘束時間が2時間を超えたら完全に中断する。 との文章を記載しました。

総合的な判断としての承認状況 (未回答者は承認に数える)		
承認	8 / 9	88.9%
条件付きで承認	1 / 9	11.1%
不承認	0 / 9	0.0%
全学（昭和地区）の倫理審査委員会に諮るべき	0 / 9	0.0%
外部有識者の意見を聞くべき	0 / 9	0.0%
継続審議とすべき	0 / 9	0.0%
その他	0 / 9	0.0%